

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年(2003年)に国は次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や一定規模の企業に行動計画の策定を義務づけました。

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までを計画期間とする「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」の前期計画を平成17年(2005年)に、後期計画を平成22年(2010年)に策定し、“子どもを育むことが未来を育む「育む」ことが楽しくなるまちへ”を基本理念に掲げ、多様な施策を推進してきました。

また、子ども施策を総合的・継続的に推進するための指針として、平成19年(2007年)に「宝塚市子ども条例^{*P.114}」を制定するとともに、推進体制や推進のための財源確保に努めてきました。

本格的な人口減少社会が到来するなかで、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの増加など、子どもや子育て家庭をめぐるは依然として解決すべき課題が数多く残されています。こうしたなか、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法^{*P.113}」が平成24年(2012年)に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に待機児童の解消や子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

本市においては、現行の「次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」が平成26年度(2014年度)で終期を迎えますが、子ども施策を総合的かつ計画的に進め、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくため、「宝塚市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」を策定するものです。

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年(2012年)8月に成立した子ども・子育て関連3法^{*P.113}に基づく制度のことをいいます。少子化や核家族化、待機児童の問題など、子どもの成長や子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した新しい制度で、平成27年(2015年)4月からスタートします。

新制度では次の取組を進めていきます

- ①幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った「認定こども園^{*P.114}」の普及を図ります。
- ②保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ③幼児期の学校教育や保育の量の拡充や質の向上を進めます。
- ④地域の様々な子育て支援の充実を進めます。

増える教育・保育の場

就労状況に関係なく利用できる認定こども園を普及させるほか、待機児童の解消のため、保育所の定員拡充や少人数の子どもを保育する地域型保育^{*P.114}など、多様な保育施策の充実を図ります。

幼稚園や保育所等の利用の流れ

新制度では、幼稚園や保育所等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定(右図)を受けていただきます。※

認定後は、保育所の場合、保護者の希望する施設や優先順位をもとに、必要に応じて市が相談、調整などを行い利用先が決まります。

※新制度に移行しない私立幼稚園の手続きは今までどおりです。

3つの認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	3～5歳の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	保護者の就労や病気などにより保育が必要な3～5歳の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	保護者の就労や病気などにより保育が必要な0～2歳の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

地域の子育て支援の充実

新制度では、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭のために、地域における様々な子育て支援(地域子ども・子育て支援事業^{*P.114})を充実していきます。

「一時預かり」や「病児保育」、「地域子育て支援拠点事業」などに取り組むほか、子育て家庭のニーズに合わせて必要な施設や事業を選択し利用できるよう、情報の提供や相談・援助などを行う「利用者支援」を実施します。また、「放課後児童健全育成事業(地域児童育成会、民間学童保育)^{*P.115}」は、ニーズに合わせて定員を増やすとともに、小学6年生までに対象年齢を拡大します。

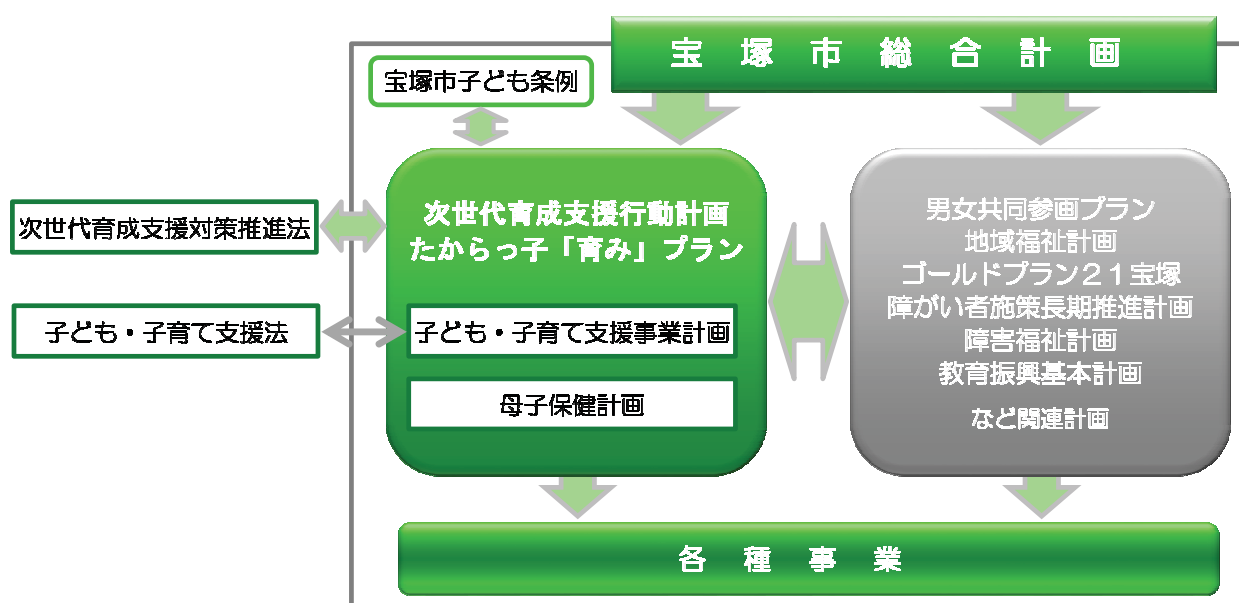
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、宝塚市子ども条例^{*P.114}第15条に基づく「行動計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するもので、本市における概ね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」（第5章）及び「母子保健計画」（第4章の1）を包含するとともに、上位計画である「宝塚市総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す次世代育成支援行動計画は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。



(2) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度(2005年度)からの10年間の取組を推進するために制定されましたが、平成27年度(2015年度)からの10年間も引き続き集中的・計画的な対策を推進・強化するため、法の有効期限を10年間延長する法改正が行われました。

これを受け、本市の計画も平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10年間の計画期間とします。

第3章計画の基本的な考え方については10年間の方針としますが、第4章施策の展開については、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化、国の制度改革等に対応していくために、また、第5章子ども・子育て支援の提供体制については子ども・子育て支援法に基づき5年間の方針とし、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までを前期計画、平成32年度(2020年度)から平成36年度(2024年度)までを後期計画として策定することとします。

平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
次世代育成支援対策推進法									
本計画（前期計画）									
実施状況の点検・把握					後期計画				